

まえがき

著者	池田 明史
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	389
雑誌名	中東和平と西岸・ガザ：占領地問題の行方
ページ	i-vi
発行年	1990
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00013809

まえがき

イスラエル建国の父とされるダビッド・ベン・グリオンの初代首相はかつて次のように述べた。

「強国による権力の行使は、例えそれが所期の目的に照らして正当化されるとしても、いずれは手段としての行使から行使そのものが自己目的化していくものである。……なるほど古来、多くの征服者たちが、その支配下にある幾多の民族に対してより良き政府とより高度な文化とをもたらしはいる。しかしそのような『善良なる』征服が、結果的に抑圧と隷従とをもたらしなかつた例は歴史上一度としてないのである。力による統治、すなわち統治される人々の自由意志に依拠せざる支配は、不可避的に独りよがりの自家撞着的論理を導出する。(そうした状況の下での)政府の維持には、抑圧的手段を以てするしかなく、権力を保全しようとする意志の前には結局他の一切が二義的なものとされるのである。」

(Ben-Gurion, D., *The Eternity of Israel*, p. 25)

このようなベン・グリオンの言葉を引き合いに出すまでもなく、「ユダヤ民族」の解放運動としてのかつてのシオニズムの軌跡と、インティファダの中から形成されつつある「パレスチナ国民国家」運動との間に、状況認識上の一定の照応関係が見られることは否定できないであろう。実際、1988年のPNCによるパレスチナ独立宣言文書の語彙の中には、そのちょうど40年前のイスラエル独立宣言を想起させるものが多々含まれている。皮肉なことに、かつて大英帝国による「強いられた支配」への抵抗と反発とをバネとして「国民国家」を成立させたイスラエルは、今や自分たちがいったんは否認した征服者の論理を駆使して、西岸・ガザ地区における占領支配を貫徹しようとしているかに見える。

上記の事例に限らず、イスラエル占領地問題を歴史的な文脈において理解しようとするとき、我々はそこに顕現するさまざまな歴史的铁皮に暗澹とさせられる。イスラエルとパレスチナ人という主要な当事者の主張が、常に相互の生存権をさえ否定するほどにかけ離れたものであったため、これまでパレスチナ問題の解決への展望が特段に広がった時期というものはないと言えよう。一方がある方向に一歩踏み出せば他方は逆方向に一歩動くといった調子で、双方の立場は絶えず対極的な関係を保ちつつ、占領地の状況を軸に転回を続けてきたのである。

1967年のいわゆる「六日戦争」以前には、イスラエルはエルサレム分割を含む既存の国境線（正確には休戦ライン）の保障を最大の課題としており、当時の指導層が戦争の結果として生じた占領地の返還を交渉の材料として、原則的に戦前の境界ラインに基づく総括的和平を実現しようという姿勢を見せていたことは事実であった。しかし六日戦争直後の1967年9月、ハルツームにおけるアラブ・サミットが「イスラエルの承認を拒否し、これとの交渉を拒否し、これとの和平を拒否する」いわゆる三つのノーを宣言するに至って、イスラエル側の和平交渉への意欲は衰退の一途を辿ることとなり、「土地と和平との交換」という観念も、入植の拡大や占領地経済のイスラエル経済への従属化という既成事実の集積の前に現実性を失っていくのである。

他方で1970年代末以降、エジプトがイスラエルとの単独和平に踏み切り、またイラン・イラク戦争やレバノン戦争といった諸紛争を媒介とする中東情勢の変遷に伴って、アラブ諸国の対イスラエル姿勢は大きく変貌し、60年代当時の「徹底的な排撃」から、80年代後半には「不承不承の受容」へと転換してきている。直接の当事者であるパレスチナ人側も、1987年末以降のインティファダという基底状況の中でPNCが独立国家の樹立を宣言し、より重要なステップとしてアラファトPLO議長がイスラエル承認とテロ戦術の放棄を公式に闡明するという歴史的な妥協を行った。

しかし、このようにアラブ側・パレスチナ人側が、現実問題として否定できない「イスラエル国家の存在」を渋々ながらも受け容れようとしつつある

にもかかわらず、和平への展望はなお宙に浮いたままである。その大きな要因が、イスラエル政治社会内部における変動とこれに伴うイスラエル指導層の和平プロセスへの対応麻痺にあることは、改めて指摘するまでもあるまい。1970年代末以降のイスラエルでは、「防衛可能な国境線の確保」という安全保障上の要請を対外政策の至上命題としてきたかつての現実主義路線から、「エレット・イスラエル（イスラエルの地）に対する民族的歴史的権利の回復・保全」という指導理念に支えられたイデオロギー路線（いわゆる大イスラエル主義）への転換が現出されつつある。1988年総選挙の結果成立したリクードと労働党との新連立政権が採択した和平への基本方針は、PLOとの対話拒否、パレスチナ国家承認拒否、67年戦争以前の境界線への撤退拒否という強硬路線であった。要するにそれは、1967年当時のアラブ側の「三つのノー」と照応する形で、今度はイスラエル側が「三つのノー」を打ち出したということになる。

イスラエルが自らの「三つのノー」を貫徹しうるかどうかは、パレスチナ人側の姿勢転換がどの程度まで不可逆的なものであるかという設問と同様に、1990年代の中東情勢の主要な焦点となるであろう。その際、ソ連・東欧情勢の急転など現在進行中の外部状況が、中東和平プロセスに対する国際的関心の相対的低下や東西関係の変動といった直接的な影響はもとより、例えばソ連におけるユダヤ人問題や、両ドイツ統合が孕むユダヤ人国家イスラエルへの歴史的含意といった側面からも中東情勢に絡んでくることは必至と言える。そのような展望は、少なくとも短期的にはイスラエルに自らの強硬姿勢維持に向けての自信を与えるものとなるかも知れない。しかし、最初の（すなわちアラブ側の）「三つのノー」が結局どのような結末を迎えたかを想起し、そうした歴史から教訓を汲み取ろうとするとき、我々には和平プロセスが最終的にどのような方向に向かうことになるのかが臆げながら見えてくるような気がするのである。

いずれにせよ、世界的な民主化と民族自決への動きや、歴史的な脱植民地化の趨勢に抗して、イスラエル国民が「現状維持」、すなわち現在の占領状態

を無限に続けられると考えているとすれば、そのような幻想はインティファードによって粉碎されつつあると言わなければならない。それは同時に、経済的な発展とそれがもたらす利得とを以て「民族的主体性」の回復もしくは獲得を求める占領地住民の政治的欲求への代償となし得るとする楽観や、占領地域における局地的指導者層の育成によってPLOとは切り離された交渉当事者を創出し得るとの期待へも終止符を打つものとなる。

これらの期待的幻想はすべて、自らの占領政策が析出してきたパレスチナ人住民の意識変化をイスラエル国民が十分に把握せず、また理解しようとしなかったことを示している。ここでは特に次の3点に対する占領当局の関心の欠如を指摘しておきたい。すなわち第1に、占領地域における都市化・近代化の展開に伴う、あるいは占領政策を媒介としたパレスチナ人住民のイスラエル社会、就中その構成原理である民族主義・民主主義システムへの接触がもたらす住民一般の政治意識の変化であり、第2には、そうした政治意識の変化が、PLOの標榜する民族主義的主張を媒介として占領地の都市部住民と新たに形成された域内のパレスチナ人指導層とを結び付けたという事実であり、第3には、そのような大衆的支持を背景とした占領地の地方自治体指導部の関心の方向であった。それは具体的には日常生活のさまざまな問題に置かれてはいたが、詰まるところすべての問題は軍事的占領支配というより根源的な問題へと逢着せざるを得なかったのである。1987年末ガザに始まったインティファードが、見る間に占領地全域に拡がっていった状況を前にして、イスラエル国民の基本的な反応が「驚愕」でしかなかったという事実は、まさしく以上のような事態に対する認識の欠落を裏付けるものであった。

インティファードは単に占領地住民の占領支配に対する蜂起であるにとどまらず、イスラエル国内のアラブ系住民をも含めたパレスチナ人全体にとって、社会革命的な契機を内包した包括的現象であった。その意味においては、1980年代を通じてさまざまな形態を取りつつ顕在化してきた「政治参加の拡大」を求める地域的底流の噴出としてインティファードを捉える視点は、中東の政治的安定を模索する上で不可欠であると言えよう。それはしたがって、

占領支配が胚胎する占領者イスラエル内部における民主的性格の喪失過程とも密接に連動する問題であって、占領地に限られた「抑圧＝被抑圧」関係といった側面からだけの図式的理解には必ずしも馴染まない。端的に言えば、パレスチナ人とイスラエル国民という当事者双方において民主主義が確立されることこそが、和平の達成と平和共存という地域的安定の前提条件を創り出すと考えられるのである。

本書はアジア経済研究所の昭和63年度プロジェクト「中東の政治的安定化——国際的要件——」研究会の総括報告である。この研究会は前年度の「中東の政治的安定化——内政要件——」の成果を受け継ぐ形で発足し、イスラエルの占領政策と占領地問題の国際的位相とを主たるテーマとした。したがって本書は、先に刊行した拙編『現代イスラエル政治——イシューと展開——』（アジア経済研究所、1988年）の姉妹編にあたる。前編の問題関心を引き継いで、占領地問題の文脈を通じてイスラエル国家を照射しようとしたのがそもそもの本書の成り立ちであったが、研究会と並行して進展したインテリファードや中東情勢の変遷に伴い、参加者各自の関心が相応の変容を受けたことは否めない。

前編とは異なり、本書においては敢えて用語や人名の統一を行っていない。周知のとおり、イスラエル占領地問題は極めて論争的なイシューであり続けており、用語や呼称それ自体が不可避的に固有の政治的含意を持たされるのが現状である。本書は、むしろ共同研究の成果として、占領地問題への共通関心を軸にまとめられた論文集ではあるが、上記のような特殊な事情を勘考して、それぞれの論文の結論はもとより固有名詞の表記や訳語に至るまでの整合を求めなかった。

本書所収の各論文は、そのテーマの性格上、執筆時はもとより現在もなお流動しつつある情勢を取り扱っている。しかし本書が意図するところは、占領地問題をめぐって試行的な認識の座標を設定し、今後の議論の叩き台を提示する点にある。したがって、各論文の脱稿後の情勢について個々の局面を追うことは、必ずしも本書本来の趣旨に沿うものではなく、ここでくくだ

しく補完することは避ける。むしろ、もう一度ベングリオンの言葉を引用してこのまえがきの締めくくりとしたい。以下はスエズ動乱によるイスラエルのシナイ出兵が水泡に帰し、米ソの圧力によってイスラエル軍が進出地域(ガザを含む)から撤退を余儀なくされた後の1957年4月に、国防軍幹部を前にして語られたものである。

「我々は明らかに(ガザその他での)テロを鎮圧する力を持っていた。しかし問題は、鎮圧のためにそうした力に訴える用意が我々にあったか否かという点にある。……この意味においては、我々の立場はかつて英国人たちが置かれていた立場と似たりよったりである。彼らがパレスチナにおいて踏み切れなかったこと、そして彼らがインドにおいて踏み切れなかったこと——そのような手段については我々もまた踏み切ることを得ないであろう。……(撤退しなければ)我々は敵意とテロとの大海の中に孤立し、軍当局は日常的にテロリストへの発砲を繰り返す毎日を送ることになっただろう。……そうした事態には我々は耐えられなかったはずである。イスラエル国家にとって、そのような現実には破局的な結末を招く。たとえ多大な困難を伴ってそうした状況に幾許かのあいだ耐え忍び得たとしても、そのような現実が長期にわたって続いたら何が起きるか知れたものではない。……我々の国家はそうした事態に耐え切れなかったであろう。ことによると(イスラエル国家は)潰れてしまうことになったかも知れない。軍事的にではなく、倫理的に。そして私の見解においては、我々の存続如何は我々自身の倫理性に依拠しているのである。もし我々が、ユダヤ民族と国際社会全体との眼前で、自身の倫理的実存的な公正を失うようなことになれば、イスラエルの生存は適わなくなるだろう。」(Ben-Gurion, *Distinction and Purpose*, pp. 293-294)

1989年12月

編者